

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5304

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	68,200 円
項目	事務所費	充当額	61,380 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（令和 7 年 10 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由 毎月口座振替のため

更新契約書

物件名:大島ハイツ 101号室

No. [REDACTED]

所在地:埼玉県春日部市南四丁目26-4

契約者名: 榮 寛美 様

貸主及び借主は 令和5年05月26日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 令和7年06月02日より 令和9年06月01日 までとする。
2. 敷 金 60,000 円
3. 賃 料 月額 総額 66,000 円 (本体 60,000 円 消費税 6,000 円)
4. 管 理 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 2,200 円 (本体 2,000 円 消費税 200 円)
6. 駐 車 料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
9. 特 記 事 項 その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

令和 7 年 5 月 13 日

貸 主 住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名: [REDACTED] 貸主代理人 (株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博

借 主 住所: [REDACTED]

氏名: 榮 寛美 TEL: [REDACTED]

勤務先住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

勤務先名: 埼玉県 勤務先TEL: 048-824-2111

連帯保証人 住所:

氏名: 印 TEL:

緊急連絡先 住所:

氏名: 印 TEL:

仲介業者 免許番号: 埼玉県知事(3)第22757号

住所: 埼玉県春日部市大場1057番地1

会社名: 株式会社サンハウジング

代表者: 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED] 号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5305

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 6 日	支出額	11,000 円
項目	事務所費	充当額	9,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所浄化槽維持管理費（2025 年 10 月～2026 年 9 月）		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団 金子裕太		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5305

(2/2)

領 収 証		No. _____
金子ゆう太 県政調査事務所 様		
¥ 11,000-		
但し 浄化槽維持管理費 (R7.10~R8.9) とし 上記の金額正に領収いたしました		
令和7年10月6日		
取 入 印 紙	高松商事株式会社 〒365-0027 埼玉県鴻巣市上谷1824-1 TEL048-541-4414代	扱者印 登録番号T5030001061785

委 託 契 約 書

委託業務の名称 浄化槽の維持管理

上記業務の委託については、委託者^{高松商事株式会社}~~高松商事株式会社~~を甲とし受託者 高松商事（株）
乙とし下記条項により業務委託契約をいたします。

- 1 条 乙は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省第35号）
第7条に定める維持管理の基準及び別紙浄化槽維持管理仕様書により実施し
ます。尚、清掃は別途料金となります。
- 2 条 委託期間は 令和5年 10 月 13 日より 年 月 日までとする。
- 3 条 委託手数料は、3 ヶ月毎に1回、年々回、維持管理費年額 11,000円（税込）。
- 4 条 乙は本契約に基く業務を第三者に委託してはならない。
- 5 条 本契約に基く業務施行に当り物件に生じた損害または第三者に及ぼした損害
は乙の負担とする。ただし乙の責任外のものはこの限りではない。
- 6 条 乙は専門的知識及び技術を有する管理技術者に技術上の実務を行わせる。
- 7 条 乙は維持管理業務を行うときは甲の立合いを受け業務完了後は維持管理記録
に必要事項を記録する。
- 8 条 乙は第3条に定める委託手数料の支払いについて、当該月末日までに甲に請
求書を提出するものとする。
- 9 条 甲は、乙が次の各項に該当すると認めたときは本契約を解除することができ
る。
 1. 正当な理由なしに委託業務を行わないとき。
 2. 委託業務の実施に当り、別紙仕様書に違反したとき。
 3. 第4条の規定に違反したとき。
 4. その他乙が本契約の目的を達成する見込みのないとき。

第10条 消毒薬価は乙の負担とする。

第11条 この契約期間満了30日前までに甲が乙に対して解約の通知をしないときはこの契約更新とみなし、そのまま効力をもつものとする。

第12条 本契約に定めていない事項については必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

※浄化槽法第十一条第一項に規定する水質に関する検査を1年に1度受検することが望ましい。

本契約の証として、契約書2通を作成し、当事者記名調印のうえ各自1通を保有するものとする。

2023 年 10月 13日

住所 埼玉県鴻巣市大間 798-3
甲 氏名 金子やう太 県政調査事務所
電話 代表 金子 裕 40-594-9921
乙 埼玉県鴻巣市上谷1824-1
高松商事株式会社
代表取締役 高松 幸

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5334

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 7 日	支出額	5,610 円
項目	事務所費	充当額	5,049 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	廃棄物処理代＋振込手数料 9 月分		
備考			

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行

お持ち帰りください。

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 38703	お取引日 07-10-07	時刻 17:32
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥5,500	手数料 ¥110
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円		IC認証 (硬貨)

お受取人	お振込明細またはご案内		電信
	サイタマリソナ ツキ 普通 0619492 オオムラウヨウツ（カ様 登録番号 0002 ススキマサト セイムカットウツムヨ様		
ご依頼人	電話番号 [REDACTED]	取扱番号 070007	印紙税申告納 付に付き浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で開いております。→

出力日：2025/10/21 09:55

請求書



請求先（発行先コード：） 〒353-0002 埼玉県志木市 中宗岡1-1-2 TEL：048-476-7525 鈴木正人事務所 御中	請求元 〒353-0003 埼玉県志木市下宗岡 2-18-20 TEL：048-472-6328 大村商事株式会社 登録番号：T1030001045239	請求書発行日 2025年10月3日（金） 請求書番号 000051750 締日 2025年9月30日（火） 支払期限 2025年10月31日（金）
--	---	--

平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	5,500 円
件名：廃棄物処理代	

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額（税抜）	今回消費税額	今回請求金額（税込）
				5,000	500	5,500
10%対象（税抜）	5,000	消費税額	500	請求金額（税込）	5,500	
支払方法	銀行振込					
振込先	(0133)武蔵野銀行 (022)志木 当座預金 2000597 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿					
	(0017)埼玉りそな銀行 (308)志木支店 普通預金 0610402 ㊦㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿					
備考						

請求元：大村商事株式会社

出力日：2025/10/21 09:55

明細日付	明細項目	単価	数量	単位	金額	消費税額	請求金額
明細番号		部門			備考		
メモ1				メモ2			
会計伝票日付	借方負担部門	借方科目	借方補助科目	貸方負担部門	貸方科目	貸方補助科目	
摘要							
2025/09/30	段々-A収集運搬費	1,000	1	式	1,000 (請求10%)		
		[redacted] 鈴木正人事務所					
			--				--
2025/09/30	虎栗税理理代9月分	4,000	1	式	4,000 (請求10%)		
		[redacted] 鈴木正人事務所					
			--				--

※商品コードは16桁まで表示されます。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5335

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 7 日	支出額	75,440 円
項目	事務所費	充当額	67,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃貸料＋振込手数料 11 月分		
備考	鈴木正人		

政務活動費 領収書等貼付用紙

5335

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細

大変ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取引店	お取引目	時刻
38703	07-10-07	17:34
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥75,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

カワクチツソキン

ツキ

普通 0810281

カ)コスモ様

登録番号 0007

ススキマサト セイムカツト ユウジ ムツヨ様

電話番号

取扱番号 500007

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。*

事業用賃貸借契約書（事務所）更新

貸主代理 ㈱ コ ス モ (以下「甲」という。)と借主 鈴木 正 人 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	成 田 貸 事 務 所		
	所 在 地	(住居表示) 志木市中宗岡1-1-2 (登記簿) 志木市中宗岡1-3471-3		
	構 造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () /瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / ()階建/全 ()戸		
	種 類	事務所	新築年月	昭和 53年 4月
	面 積	49.55㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

2024年 1月 15日 から 2027年 1月 14日まで (3年間)

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 75,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	10,000円
敷 金	150,000円 (賃料 2ヵ月)	礼金	円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
	円 (賃料 ヵ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する建 本 数	棟 No. 本 数				本
賃料等の支払時期		翌月分を前月 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	
----	--

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ		
所在地	新座市新座3-4-41	TEL	048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
	※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。
 明け渡し時は中には何も無い状態で引き渡すものとする。
 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。
 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年12月6日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048(480)3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木 正人	TEL	
	住所			
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ
	代表者の氏名	菊地 崇
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号
	免許年月日	2年4月1日
宅地建物取引主任者	氏名	
	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	株式会社コスモ
	事務所所在地 TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	()第 号
	免許年月日	年 月 日
	氏名	
	登録番号	知事第 号

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている誓面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5336

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 7 日	支出額	11,440 円
項目	事務所費	充当額	10,296 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所契約駐車場代＋振込手数料 11 月分		
備考	鈴木正人		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*** ****
取扱店	お取引日	時刻
38703	07-10-07	17:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		C 認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	千円
		(硬貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人
東京信用金庫
志木支店
普通 4103730
1) ケイキウト子様
登録番号 0003

スズキマサト セイムカット ウツムツヨ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 600005

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東 2-3248-1

名 称 富久 前 駐車場

番 号 No. ■■■■■

賃 料 1ヶ月 金 11,000 円也 (消費税込 10%)

敷 金 金 円也 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和7年5月16日より令和8年5月15日まで1年とする。
但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車の場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙は賃借している場所であっても、車両以外の物一切を置いてはならないものとする。

特約条項

.....

.....

.....

振込先

.....

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和7年5月15日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東 8-33-14 ■■■■■

氏 名 有限会社 恵久土地

代表取締役 市川 麗恵子

電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中栄園 1-1-2

氏 名 鈴木 正人

電 話 048-476-7525

仲介人 住 所

氏 名

電 話

取引主任者 氏 名

登録番号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5392

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 10 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	792 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	10 月分ダスキン使用料		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5392

(2/2)

納品・領収書

NG.0001059330

T803000H060421

ダスキン マルシン

株式会社マルシン

〒367-0052 本庄市小島南3丁目8-19

TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 7年10月10日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前回残	今回残	今回残
M-DE フロアーモップF	1	990	1		
* 納品合計10%		990 内消費税 ***			

おしり

印 額
5万円以上
貼 付

領 収 額
990

前回未収額

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5393

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 10 日	支出額	1,650 円
項目	事務所費	充当額	1,485 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	レンタルマット代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5393

(2/2)

領収書

2025年10月10日 11:52 No.2390381

新井一徳県政調査事務所

お問合せ番号 [REDACTED] 様

住所：
北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600
契約日付：20110826
配達日付：20251010
順番：021-00
設置場所：
9時半～17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS
1 @500

¥500

税抜金額： ¥500
消費税10%： ¥50
税込金額： **¥550**

備考：

株式会社クリーン・モア
お問合せ先：本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379
TEL：03-3857-2233
FAX：03-3857-1233
締日：0
集金日：0
ルート：C1105
次回ルート：C1105
営業担当：[REDACTED]
配達担当：[REDACTED]
URL：<http://www.clean-more.net/jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。

 **Clean More**
DUST CONTROL SYSTEM
株式会社 クリーン・モア

領収書

2025年12月04日 12:03

No.2399618

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20251204

順番: 021-00

設置場所:

9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS

1

@500

¥500

税抜金額: ¥500

消費税10%: ¥50

税込金額: ¥550

備考:

*お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター

〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当:

配達担当:

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



領収書

2025年11月10日 11:31

No.2395004

新井一徳県政調査事務所

様

お問合せ番号

住所:

北本市中央1-81

TEL:048-594-1600

契約日付: 20110826

配達日付: 20251110

順番: 021-00

設置場所:

9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

ユニオンマット灰UNHS

1

@500

¥500

税抜金額: ¥500

消費税10%: ¥50

税込金額: ¥550

備考:

*お知らせ「冬休み」の為、
配達曜日が多少変更になりますので
宜しくお願い致します。

株式会社クリーン・モア

お問合せ先: 本社サポートセンター

〒123-0864

東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号

登録番号 T2011801007379

TEL: 03-3857-2233

FAX: 03-3857-1233

締日: 0

集金日: 0

ルート: C1105

次回ルート: C1105

営業担当:

配達担当:

URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
ご連絡ください

感熱紙の為、保管にご注意下さい。



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5417

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 11 日	支出額	130,880 円
項目	事務所費	充当額	104,704 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所家賃		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

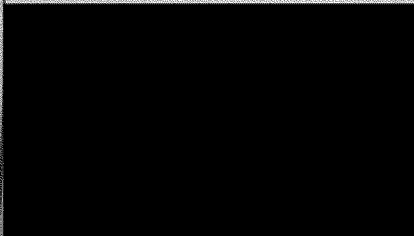
取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻
50503	07-10-11	14:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥880
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		↓ G 認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内

電信

お受取人



登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

ご依頼人

電話番号 048-924-8011

取扱番号 600025

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸 主 (甲)



借 主 (乙)

木 下 博 信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

17 賃貸借の目的物件						
建物名称・所在地等	名 称		[redacted] 家建物を事務所として賃貸借			
	所 在 地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号			
	建て方	一戸建	構 造	木 造		工事完了年
				二 階 建 て		平成12年完了 以後大規模修繕等なし
住戸部分			間 取 り		1 階 2LDK	2 階 3K納戸付
			面 積		135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)
	設 備 等	ト イ レ		有 り	特記事項なし	
		浴 室		有 り		
		洗 面 台		有 り		
		洗 濯 機		有 り		
		給湯設備		有 り		
ガスコンロ		有 り				
		冷暖房設備		有 り		
		備え付け照明設備		有 り		
		鍵		3 個		
		使用可能電気容量		5 0 アンペア		
		ガ ス		都市ガスあり		
		上 下 水 道		公共上下水道・浄化槽あり		
付属施設		駐 車 場		含 む		
		バイク置場		含 む		
		自転車置場		含 む		
		物 置		含 む		
		庭		含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃 料 等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]

木下 博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5433

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 13 日	支出額	1,507 円
項目	事務所費	充当額	753 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	ダスキンレンタル代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5433

(2/2)

お客様番号
小島 信昭 様
ポイントカード

3990 4875 8162 4061

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T9070001004715

株式会社ダスキンサービス北関東
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390
No.100371363200

発行日 2025年 10月 10日 支払期日 2025年 11月 10日 支払方法 現金

商品・サービス内容				数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額	品名	数量	単価	金額
ベシックマットS・G	BSG	4W	1	1	693	693								
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	814	814								

前回未収残

前正額	前正額	前正額	前正額	前正額
1,370	137	1,507	1,507	

消費税 10%

213

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5449

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 14 日	支出額	240 円
項目	事務所費	充当額	240 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	政務活動事務所ごみ処理代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5449

(2/2)

納入通知書兼領収書(計量票)

納入場所	狭山市稲荷山環境センター		伝票No	214
納入者	住所	高槻 1-14-11		
	氏名	東山徹事務所		
車両番号	2025/10/14	地区	狭山市	
年月日	2025/10/14	時間	13:26	
業者名等	事業者			
銘柄	可燃ごみ			
総重量	1,550 kg	空車重量	1,540 kg	
正味重量	10 kg	単価	240 円/10kg	
金額	240		円 10%対象	
	21		円 内消費税	
一般廃棄物処理手数料納入通知書		領収印日付		
狭山市長 小谷野				
狭山市登録番号: T4000020112151				
備考				

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5473

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 15 日	支出額	4, 840 円
項目	事務所費	充当額	4, 356 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	9 月分事業ごみ処理代		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5473

(2/2)

領収証

逢澤士郎事務所様

2025年10月15日

NO. _____

¥

4400-

但し

9月分事業費回収代!

上記の金額正に領収いたしました

内消費税

現金

小切手

〒400-(10%)

尿尿浄化槽維持管理士
三郷市指定一般廃棄物処理
尿尿浄化槽清掃
有限会社 根本 清掃

埼玉県三郷市戸ヶ崎4丁目2-36
TEL (048) 955-2466
FAX (048) 956-6197

収入印紙

保

54953

T9030002049553

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。

お取引内容をお確かめのうえ、

お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 57248	お取引日 07-10-15	時刻 13:03
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥4,400	手数料 ¥440
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 円 円 円		C 認証 (印 紙)

お振込明細またはご案内

お受取人

カメラリウツキン

ミサト

普通 0178856

1) ネモトセイサク様

登録番号 0002

ご依頼人

アイザワケイイチロウ セイムカツトウツ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 400279

印紙税申告納

付 済 浦和

税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

圖書集成

10

(発行日 7 年 10 月 1 日)

有限会社 根本 清 堀

7341-0014

埼玉県三郷市戸手崎1丁目236

TEL : 018-955-2166

FAX : 048-956-6197

振込口座 亀有信用金庫三郷支店

普通口座 0178556

登錄品号: T9030902249553

海軍 第一艦 事務所 課

何事ありがとうございます。下記の通りお返事申し上げます。(7 年 9 月 30 日締切分)

PAGE 1

前次預算金額	前次金額	調查額	差引總額金額	按比預算上納	消費稅總額	今期總額淨額
0	0	0	0	4,000	400	4,400

年月日	数量	品名	数量	単位	単価	金額
7.930	100	2 処理代基本料9月分		1.22	4,000	4,000
		《保部 主一部 事務所 様》			《御買上額	4,000
		【計】				4,000
		外税額 (外税対象額)	4,000			400
		【御買上額合計】				4,400
		内消費税額等 (課税対象額)	4,000			400
		【御入金額合計】				0
		※御買上額 (税抜)				4,000
		割引・減価 (税抜)				0
		※御買上額 (税抜)				4,000

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5474

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 15 日	支出額	45,440 円
項目	事務所費	充当額	40,896 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 10 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5474

(2/2)

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
37703	07-10-15	14:33	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥45,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
登録番号 0001			
オハナアキヒトセイムカット ユウ ムツヨ様			
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 300048		付につき浦和	
		税務署承認済	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

貸家賃貸借契約書
貸賃人 尾花球仁 氏事務所 尾花球仁 氏事務所 尾花球仁 氏事務所
との間に、次のとおり貸家賃貸借契約を締結します。

- 第1条 (目的) 貸賃人はその所有する次に表示の貸家を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。
貸家の所在(場所) 上庄市本町1-1-5
鉄骨 造 陸屋根 番 3 号 2 階
室 31 平方メートル (号室)
第2条 (賃借期間) 賃借の期間は 令和5年7月8日から 令和5年8月31日までの 3 年間とします。ただし、賃賃人・賃借人は、協議のうえで本契約を更新することができるとします。
第3条 (賃 料) 賃賃は1か月金 45,000 円とし、賃借人は毎月 25 日までに 前 月分を賃賃人の住所に賃賃もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃賃が経済事情の悪化、公租公課の増額、近隣の賃貸との比較等により不相当となったときは、賃賃人は、契約期間中であっても、賃賃の増額の請求をすることができるとします。また、本件賃賃の一部が、火災その他の災害で滅失したとき (ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できる場合に限り) は、賃借人は、契約期間中であっても、賃賃人と協議に基づき、当該滅失部分に相当する賃賃を減額することができるものとします。
第4条 (敷 金) 賃賃人は敷金として金 45,000 円は賃賃人から申し受けるものとします。敷金は賃賃借費その他の本契約に基づいて生ずる賃賃人の賃賃人に対する債務を担保する目的で預けられるものであり、利息を付さないものとします。賃賃人の前金への充當の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。
第5条 (使用目的) 賃賃人は、賃賃を、賃賃の目的で使用する。他の用途に使用してはなりません。
第6条 (転賃等の禁止) 賃賃人は、賃賃借を譲渡し、もしくは本件賃賃を転賃し (転賃、共同使用等事実上賃賃借の譲渡、転賃と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃賃人の承諾なしに転賃、改築、模様替え等をしてはなりません。また、賃賃人は、本件賃賃の使用に必要であっても修繕を行う場合は賃賃人の承諾を得なければなりません。ただし、賃賃人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃賃人がその旨知ったにもかかわらず、賃賃人が相当期間内に必要修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または修繕の場合はこの限りではありません。
第7条 (当然終了) 本件賃賃が、火災その他の災害で滅失または滅失したときは、本契約は当然に終了します。
第8条 (契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃賃人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
一、賃賃人の使用に供している本件賃賃の一部が火災その他の災害で滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。
二、賃賃人の承諾なく、本件賃賃の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。
三、賃賃人の事前の承諾なく、賃賃人が賃賃借を譲渡し、または本件賃賃を転賃するとき。
四、賃賃人が自身あるいは契約締結時に賃賃人に申告した家族以外の者に賃賃人の事前の承諾なく本件賃賃を占有させたとき。
五、長期不在により賃賃借の行使を継続する意思がないと認められるとき。
六、賃賃人につき仮差押、假処分または強制執行を受けたとき。
七、賃賃人に対し破産、破産、特別清算、更生または会社更生の申立てがあったとき、あるいは賃賃人が自らこれら手続の申立てをしたとき。
八、賃賃人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
九、賃賃人独自の手段小手段不滅部分を侵害、または公租公課の増額を受けたとき。
十、賃賃人の居置または信用状態が悪化し、本契約に基づく賃賃の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
十一、立社会勢力との関係において、(i)賃賃人または賃賃人の役員等が立社会勢力と認められるとき、(ii)立社会勢力が賃賃人の経営に実質的に関係していると認められるとき、(iii)賃賃人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(iv)賃賃人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供するな

- との関与が認められるとき、(v)賃賃人自らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜組織または特殊な暴力団員、その他これに関連または準ずる者をいいます。
2 賃賃人が、(i)賃賃の支払いを怠ったとき、(ii)賃賃の支払いを後援にわたって遅延したとき、(iii)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(iv)その他本契約に違反したときにおいて、賃賃人はこれを是正するよう催告をし、催告期間を経過した後にこれが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(i)および(ii)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。
第9条 (使用上の注意) 賃賃人は、賃賃内において、危険、火災、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。
第10条 (損害賠償等) 賃賃人 (その家族を含みます) の責に帰すべき事由により本件賃賃を汚損、破損したときは、賃賃人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。
第11条 (ガス等の使用料) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃賃人の負担とし、その実費を賃賃人の定めた方法で支払うものとします。
第12条 (賃賃人の解約申入れ) 賃賃人は賃賃人に対して1か月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃賃人は予告に代え1か月分の賃賃相当額を賃賃人に支払って即時に解約することができます。
第13条 (延滞賃賃等への充當等) 敷金にに転賃をつけないものとします。賃賃人が賃賃の支払いを怠ったとき、または第10条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃賃人は本契約終了後であってもその敷金をもってその債務に充當することができるものとします。この場合、賃賃人は賃賃人に申し渡した当該部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。
第14条 (敷金の返還) 賃賃人は、賃賃借契約が終了し、賃賃人から賃賃の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃賃人に返還しますが、延滞賃賃もしくは第10条の損害賠償金額があるとき、または第16条に定める賃賃人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。
第15条 (修繕料等の不請求) 賃賃人は、本件賃賃の明渡しに際し、賃賃人に対し、修繕料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。
第16条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃賃人は、本件賃賃の返還に際し、自己の所有または保管する物件を全部取返し、本契約中に賃賃人が造作・加工・設置したものがあれば賃賃人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件賃賃を原状に復したうえで (ただし、通常の使用および収益によって生じた本件賃賃の損耗ならびに本件賃賃の経年劣化は当然回復の対象ではないものとします)、賃賃人の立会を求め、本件賃賃の引渡しをするものとします。
第17条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃賃の支払い等本契約に基づく賃賃人に対する賃賃人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃賃 年分を上限として、賃賃人と連帯して徴収の責を負うものとします。
第18条 (合意事項) 本契約に関する紛争については、賃賃人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。
第19条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので本契約書 通を作成し、
各目録捺印のうえ、各1通を所持します。 令和5年7月6日

賃賃人 現住所 氏名
賃賃人 現住所 氏名
連帯保証人 現住所 氏名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5515

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 17 日	支出額	70,440 円
項目	事務所費	充当額	63,396 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（11 月分）送金料を含む		
備考			

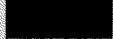
[illegible]

ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちよ銀行

整理番号 12/1-2

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）
が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の
目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額70,000円とす
る。甲は、借用月の前月末日までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支
払うものとする。ただし、令和7年4月分については、同月末日までに支
払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回
復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲
乙協議の上決定するものとする。

令和7年3月25日

（甲）埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

（乙）